

「ま～さん印」畜産担い手支援要綱

（目的）

第1条 本要綱は、畜産担い手の育成に関する取り組み等により、畜産振興に繋ることを目的とし、公益財団法人沖縄県畜産振興公社（以下「公社」という。）が畜産担い手育成の支援助成を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要件）

第2条 支援対象となる団体等及び内容は、次の各号全ての項目に該当するものとする。

- (1)取り組みの実施が畜産担い手（農業大学校、農業高校又は小中高校等）の育成に繋がり、県内の畜産振興に繋がると考えられるもの
- (2)公益性や実効性が有り、支援者である公社の名称等が明らかとなるようにできること
- (3)対象者、団体等は、沖縄県内に在住・在所すること
- (4)支援金の管理、完了後の報告など、その取り組みを責任を持って実行し、効率的に実施できる者

2 次のいずれかに該当する者が代表あるいは所属する組織等については、支援を受けることができない。

- (1)成年被後見人又は被保佐人
 - (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
 - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に定める者、又はそれに準ずる者
 - (5)政治活動及び宗教活動に、当該支援の利用を予定している者
 - (6)その他、反社会的団体又は公序良俗に反する団体等に所属している者
- 3 申請の数は1申請者で1件とし、複数又は重複しての応募は出来ない。但し、学校等の複数生徒等の取り組みテーマが異なる場合はこの限りではない。

（支援の金額・募集）

第3条 支援1件あたりの金額は20万円を限度とする。年間の件数及び総額は、公社の事業計画及び予算をもって決定する。

- 2 公社は、前項の決定を受けて、公社ホームページ等に募集件数を含む募集要領を公開し、申請を受け付けるものとする。
- 3 原則として、支援が決定した団体等は、次回の申請は出来ないこととする。

（支援金の使途）

第4条 支援金の使途は、畜産担い手育成に関する取り組みの実施にかかるもののみとし、別表1に掲げるとおりとする。

(申請)

第5条 「ま～さん印」扱い手育成支援の申請をするものは、「畜産扱い手支援申請書」(様式1)を提出しなければならない。

(支援の決定)

第6条 公社は、前条の申請書を審査し、支援の採否とその金額を決定する。申請者に對しては、採否を含めたその内容について通知する。

(申請内容の変更・中止)

第7条 支援決定者は、申請内容に変更または中止が生じた場合、支援変更（中止）届（様式3）を公社に提出し、承認を受けなければならない。但し、支援事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない範囲内の、軽微な変更については、この限りではない。

2 公社は、前項の支援変更（中止）届があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたものについて、計画変更の承認及び変更交付決定通知を通知する

(報告)

第8条 支援決定者は、取り組みが完了した場合、速やかに実績報告書（様式4）を公社に提出する。

2 支援を受ける経費については、支出内容の根拠となる資料を提出すること

(支払額の決定・通知)

第9条 公社は前条に基づき提出された実績報告を審査のうえ、最終の支援金額を決定し、その内容について支援決定者に通知する。

2 前項により支援金額決定の通知があった場合は、支援決定者は請求書（様式2）を提出するものとする

(成果発表)

第10条 支援を受けたものは、取り組み完了後、公社から要請が有った場合には、公社の指定する報告会等において、その成果を報告しなければならない。

(決定の取消等)

第11条 公社は、支援を受けたものが、次の各号のいずれかに該当した場合、取り組み支援取消（変更）決定通知書（様式5）において、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1)虚偽の申請・報告が発覚したとき
- (2)支援する取り組みの遂行が困難になったとき
- (3)その他公社が不適切と判断したとき

2 前項の規定は、支援の額の確定があった後においても適用する。

(支援金の返還)

第12条 公社は、支援するものが、次の各号のいずれかに該当した場合、期限を定めて支援金の返還を命ずるものとする。

(1) 第11条の規定により支援の決定の取り消し等を行ったとき。

(2) 支援金の交付後に余剰金が判明したとき。

2 前項の規定により返還を命ぜられたものは、定められた期限までにその支援金を返還しなければならない。

(個人情報)

第13条 公社は、支援の実施に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(その他)

第14条 本要綱に定めのない事項は、別途公社理事長が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

別表1

項目	備考（経費の内訳）
旅費	研修会や発表会等の派遣にかかる経費 ※航空運賃及び宿泊費の支出に当たっては、経費の適正化に留意し、必要最小限にとどめるものとする。
消耗品費	取り組みに資する飼料や資材等の経費 ※備品などの購入、飲食費は認めない。
印刷製本費	資料等印刷、コピー料金、成果書等の製本代等
借料及び損料	機械・器具の借料及び損料、会場借料

※ その他の経費についても、支援に妥当かつ必要な経費であるかは、申請時に判断する。

様式1（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理 事 長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年度「ま～さん印」畜産担い手支援申請書

公益財団法人沖縄県畜産振興公社が定める「ま～さん印」畜産担い手育成支援要綱に同意したので、同要綱第5条の規定により、下記のとおり担い手育成支援を申し込みます。

記

1 支援を受けたい取り組みの内容

2 時期・日時

3 対象人数等

4 支援金利用計画

(1) 総額 万円のうち、申請額 万円
(2) 費用内訳

費 目	金 額	備 考
		(内訳・積算根拠等)
合 計		

5 担当者名・連絡先 所属 氏名 _____

電話番号 _____ Mail _____

様式2（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理 事 長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年度「ま～さん印」畜産担い手支援請求書

令和 年 月 日付「ま～さん印」担い手育成支援決定通知のありましたことについて、下記のとおり支援金について請求します。

記

1 支援決定額	円
今回請求額	円
残額	円

2 振込先

振込先金融機関									
振込口座	普通								
フリガナ 振込口座名義									

注意：口座番号は左詰めでご記入願います。

支援対象者が複数で、旅費等を立て替え払いしている場合は、
それぞれ請求書をご提出ください。

※1 個人口座の場合は写しを添付すること

※2 支援対象者と振込口座名義が一致していること

様式3（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理 事 長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年度「ま～さん印」畜産担い手支援変更・中止届

令和 年 月 日付「ま～さん印」担い手育成支援決定通知のありましたことについて、内容等の変更（または中止）が生じたいため、支援要綱第7条1項の規定により下記のとおり届け出します。

記

1 変更（中止）事項

2 変更（中止）理由

様式4（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理 事 長 殿

所在地
名 称
代表者氏名 印

令和 年度「ま～さん印」畜産担い手支援実績報告書

令和 年 月 日付「ま～さん印」担い手育成支援決定通知のありましたことについて、支援要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 支援対象取り組み

2 交付決定額 金 円

(1) 費用内訳

費 　　目	金 　　額	備 　　考
		(内訳・積算根拠等)
合 　　計		

3 添付書類

- (1) 取り組み報告書
- (2) 取り組みの収支を示す資料
- (3) 参考資料

取 り 組 み 報 告 書

【支援の実施状況】

(1) 日 時 (期 間) :

(2) 場 所

(3) 支 援 を 受 け た 者

(4) 支 援 内 容

(5) 支 援 の 効 果

(6) 参 考 資 料

支援内容のわかる資料を添付してください。

- ①作成した報告書など
- ②活動の様子のわかる写真、画像（A4の紙に貼り付けてください。）
- ③要した経費の領収書の写しなど（助成対象経費の費目ごとにA4の紙に貼り付けて合計額を記載してください。）

様式5（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

「ま～さん印」畜産担い手支援決者名

公益財団法人沖縄県畜産振興公社
理 事 長 印

取り組み支援取消（変更）決定通知書

令和 年 月 日付「ま～さん印」担い手育成支援決定通知した事について、
支援要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消（変更）の内容

2 取消（変更）の理由

3 交付済み支援金の取扱い